

一般社団法人石川県バスケットボール協会 表彰規程

(目的)

第1条 石川県バスケットボール協会の振興・発展に貢献した者を表彰する。

(表彰等の種類)

第2条 表彰等については、下記の通りとする。

(1) 功労者表彰

- ① 本協会の役員として、永年協会の発展に特に寄与した者。
- ② 本協会加盟団体役員として、特に功績のあった者。

(2) 優秀選手表彰

- ① 全国大会及び国際大会で顕著な成績を収めた者。

(3) 優秀チーム表彰

- ① 全国大会で優秀な成績を収めたチーム。

(4) 優秀指導者表彰

- ① 全国大会で優秀な成績を収めた選手・チームを育成した指導者。

(5) 特別優秀選手・特別優秀チーム表彰

- ① 全国大会で優勝・準優勝した選手・チーム及び国際大会に出場した選手・チーム。
- ② 日本を代表して国際大会等において活躍した選手・チーム。

※(6) 激励費

- ① 全国大会に出場するチームに授与する。
- ② 日本を代表して国際大会等に出場する選手・指導者に授与する。

(表彰の時期及び授与品)

第3条 表彰は、原則として協会パーティの席上にて行い、表彰状又は、記念品を授与する。但し特に必要があると認められた時は、その都度行うものとする。

第4条 激励費は、その都度行う。激励費の金額については、別に定める。

(選考委員会)

第5条 選考は、理事会で審査・決定し、会長が表彰する。

(付 則)

第6条 第2条以外で特に功績のあった者は、会長が推薦し理事会の議決を経て、感謝状を贈呈することができる。

(表彰の細則)

1. 功労者表彰の①は、協会役員・参与として10年以上を歴任した者または、それに準ずる功績のあった者に対し授与する。
2. 功労者表彰の②は、その加盟団体の発展に永年尽力し、功労が顕著な者がその団体より推薦された時とする。

3. 全国大会とは、日本バスケットボール協会が主催・主管する大会をさす。
4. 全国大会で優秀な成績を収めたとは、3位入賞以上をさす。
5. 国際大会とは、日本バスケットボール協会が派遣した大会をさす。
6. 特別優秀チーム表彰①は、優勝・・・10万円、準優勝・・・5万円、3位・・・2万円を褒賞として授与する。
7. 激励費の額（チーム）※個人の場合は、別に定める。

	予選なし	県予選あり	北信越予選あり
ブロック大会	0	0	
全国大会	0	10,000	30,000
全日本総合			50,000
国際大会	別に定める	別に定める	別に定める
上記以外	別に定める	別に定める	別に定める

この規程は、平成22年4月より改定実施する。